

## 教育委員会定例会日程

平成28年10月27日

### 1 開 会

### 2 前回会議録の承認

### 3 会議録署名委員の決定

### 4 報告事項

- (1) 市議会9月定例会・決算特別委員会の概要について

(資料1 教育部・文化部)

- (2) 「小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則」の改定について

(資料2 教育指導課)

- (3) 平成28年度全国学力・学習状況調査小田原市の結果の公開について

(資料3 教育指導課)

- (4) 平成28年度上半期寄付採納状況について

(資料4 教育総務課)

### 5 協議事項

- (1) 平成28年12月補正予算について【非公開】

(資料5 教育総務課・教育指導課)

### 6 閉 会

## 平成 28 年 9 月 定 例 会 日 程

第 1 日目	9 月 1 日	木	・補正予算並びにその他議案一括上程——提案説明
第 2 日目	9 月 2 日	金	(休 会) (議案関連質疑通告 締切 正午) (一般質問通告 締切 午後 3 時)
第 3 日目	9 月 3 日	(土)	(休 会)
第 4 日目	9 月 4 日	(日)	(休 会)
第 5 日目	9 月 5 日	月	(休 会)
第 6 日目	9 月 6 日	火	・質疑、各常任委員会付託、請願・陳情付託
第 7 日目	9 月 7 日	水	(休 会) 総務常任委員会
第 8 日目	9 月 8 日	木	(休 会) 厚生文教常任委員会
第 9 日目	9 月 9 日	金	(休 会) 建設経済常任委員会
第 10 日目	9 月 10 日	(土)	(休 会)
第 11 日目	9 月 11 日	(日)	(休 会)
第 12 日目	9 月 12 日	月	(休 会)
第 13 日目	9 月 13 日	火	(休 会) (委員長報告書検討日)
第 14 日目	9 月 14 日	水	・各常任委員長審査結果報告・採決 ・請願・陳情審査結果報告・採決 ・一般質問
第 15 日目	9 月 15 日	木	・一般質問
第 16 日目	9 月 16 日	金	・一般質問
第 17 日目	9 月 17 日	(土)	(休 会)
第 18 日目	9 月 18 日	(日)	(休 会)
第 19 日目	9 月 19 日	(月)	(休 会) (敬老の日)
第 20 日目	9 月 20 日	火	・一般質問
第 21 日目	9 月 21 日	水	・一般質問 ・決算認定案 (一般・特別・企業) 一括上程 —— 提案説明、質疑、決算特別委員会設置、付託 ・決算特別委員会 (正副委員長互選、書類審査・一般会計)
第 22 日目	9 月 22 日	(木)	(休 会) (秋分の日)
第 23 日目	9 月 23 日	金	(休 会) 決算特別委員会 (書類審査・一般会計)
第 24 日目	9 月 24 日	(土)	(休 会)
第 25 日目	9 月 25 日	(日)	(休 会)
第 26 日目	9 月 26 日	月	(休 会) 決算特別委員会 (書類審査・一般会計・企業会計・特別会計)
第 27 日目	9 月 27 日	火	(休 会) 決算特別委員会 (現地査察) (総括質疑通告 締切 午後 5 時)
第 28 日目	9 月 28 日	水	(休 会)
第 29 日目	9 月 29 日	木	(休 会)
第 30 日目	9 月 30 日	金	(休 会) 決算特別委員会 (総括質疑、討論、採決、とりまとめ)
第 31 日目	10 月 1 日	(土)	(休 会)
第 32 日目	10 月 2 日	(日)	(休 会)
第 33 日目	10 月 3 日	月	(休 会)
第 34 日目	10 月 4 日	火	(休 会) 決算特別委員会全体会 (委員長報告検討)
第 35 日目	10 月 5 日	水	・決算特別委員長審査結果報告、質疑、討論、採決

※告示 8 月 25 日 (木)

\* 議会運営委員会開催予定 8 月 26 日 (金) 午前 10 時

## 厚生文教常任委員会（教育部・文化部）

平成28年9月8日実施

### 1 議題

議案第74号 平成28年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）

質問順 1 9 番 楊 隆子

3 子どもの貧困対策について

- (1) 教育の支援等について

質問順 4 5 番 鈴木和宏

2 スポーツ施設の一般開放の在り方について

- (1) 市民の体力向上とスポーツ施設の一般開放の役割について  
(2) スポーツ施設の一般開放の利用時間について  
(3) スポーツ施設の一般開放における費用負担の考え方について

質問順 5 4 番 安藤孝雄

2 「かけがえのない命」を守る取組の推進について

- (1) 学校教育の中での取組について

質問順 6 11 番 鈴木敦子

2 共生社会の実現を目指して

- (2) インクルーシブ教育について

質問順 7 6 番 浅野彰太

1 防災対策について

- (2) その他防災対策について

質問順 8 24 番 井原義雄

4 本市の児童、生徒の体力・運動能力向上推進事業について

- (1) 体力・運動能力の現状について  
(2) 体力・運動能力の低下の原因について  
(3) 体力・運動能力向上指導員派遣事業の取組状況について  
(4) 大学等と連携した体力向上支援事業の取組状況について  
(5) 小学校の体育授業に「おだわら百彩」を取り入れた経緯について  
(6) 小学校体育大会時の準備体操は「ラジオ体操」に変更すべきと考えるが

質問順 12 8 番 大村 学

2 防犯カメラの設置について

- (1) 市内全小中学校設置後の効果について

3 学校司書について

- (1) 配置の現状について  
(2) 業務委託による配置について

質問順 13 12 番 安野裕子

2 食育の推進について

- (1) 第1期小田原市食育推進計画について  
ア 「子どもたち」への取組状況

※ 一般質問（教育部）

議員	項目	質問要旨	答弁	答弁概要
楊隆子	子どもの貧困対策について	スクールソーシャルワーカーの配置状況及び取組内容について伺う。	教育長	<p>県教育委員会では、スクールソーシャルワーカーを県西教育事務所に平成28年度は5名配置しており、そのうち4名が本市にかかわっている。取組内容としては、経済的に困難を抱えている家庭に福祉で受けられるサービスを紹介したり、本人や保護者に治療の必要な病気のある場合には、円滑に病院受診ができるように援助したりしている。</p> <p>また、ケース会議や校内研修を通して教職員の児童・生徒支援スキルの向上のための働きかけや情報提供をしている。</p> <p>さらに、必要に応じて、生活支援課や障がい福祉課等、庁内の関係各課や児童相談所等、関係諸機関との連携により課題解決を図っている。</p>
		「生き抜く力」とは。また、その力を子供たちにどのようにつけていくことが大切と考えるか。	教育長	<p>「生き抜く力」とは、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「主体的に判断する力」「他者とともに生き課題を解決していく力」など、複雑で変化が激しく、将来の変化を予測することが困難な社会を乗り越えていくための力であると考え。子供たちが身近な地域を含めた社会のつながりの中で学び、自らの人生や社会をよりよく変えていくことができるという実感をもつことは、様々な困難を乗り越え未来に向けて進む希望と力を子供たちに与えることにつながると考えている。生き抜く力をつけるためには、現在取り組んでいる学校教育の一層の充実を図るとともに、地域ぐるみで子供たちを育てていく「地域とともにある学校づくり」をさらに推進していくことが大切であると考え。</p>
安藤孝雄	かけがえのない命を守る取組の推進について	命の大切さを学習する機会として、教育課程においてどのように進めているのか伺う。	教育長	<p>学校では、各教科、道徳の時間、総合的な学習の時間において、また人権教育や食育などを通して、子どもたちが命の大切さを学ぶ機会を設けており、内容としては、いじめ問題について考えたり、助産師の話の聞いたり、保育体験を行うなど、児童生徒の実態にあわせ、工夫して取り組んでいる。</p>
		体育等の教科学習や学校行事等の中で、事故防止のためにどのような指導が行われているのか。また、実際に事故が発生した際の対応について伺う。	教育長	<p>児童生徒に対しては、施設や用具の使い方、休み時間の過ごし方等、安全のためのきまりを守るよう指導するとともに、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動をとることができるよう、安全教育に取り組んでいる。</p> <p>また、事故が発生した場合、各校が定めた事故・けがへの対応マニュアルに基づき、事故発生後の緊急連絡や応急処置、救急車の要請などの対応をしている。</p>
		登下校時の安全対策として、通学路の再点検や見直しなどはどのように行われているのか。また、地域との連携についても伺う。	教育長	<p>通学路の点検や見直しについては、毎年各学校単位で、PTAや地域自治会、警察などで構成される安全対策会議等による合同点検を実施して、問題箇所などを明らかにしている。その結果に基づき、各学校の安全対策会議等で協議を行い、市教育委員会を通じ、道路管理者や警察などに改善等の対応を依頼し、安全対策を図っている。</p> <p>さらに、地域との連携については、通学路の合同点検や安全対策会議等のほか、地域住民の協力による「見守り隊」に、通学中の児童への指導や運転手への注意喚起のほか、挨拶運動も一緒に行っている。</p>
		救命救急等の教職員研修はどのようにされているか、伺う。	部長	<p>学校では、消防職員を講師とし、心肺蘇生法やAEDの使用法についての救命救急法の研修を実施している。</p> <p>その他、警察から派遣されるスクールサポーターによる防犯研修や養護教諭等によるエピペン講習等も実施されており、様々な事故に対応するための教職員の資質向上に努めている。</p>

議員	項目	質問要旨	答弁	答弁概要	
安藤 孝雄	かけがえのない命を守る取組の推進について	これからの学校教育の中で、「かけがえのない命」を守る視点に立った取組の重要性をどのように考えているのか、教育長に伺う。	教育長	<p>私は、就任以来「命・地域・信頼」を学校教育の柱とし、子供たちの命を守る取組を進めてきた。子供たち一人一人の命は尊いものであり、子供たちの命を守る教育、自分と他者の命をともに大切にする心を育てる教育を一層充実させていくことは何より重要であると認識している。</p> <p>そして、子供たちには、自らの夢や目標に向かって、様々な課題をのり越えたくましく成長してもらいたい、自分自身がかけがえのない存在であることを実感しながら生きてもらいたいと考えている。</p> <p>そのためには、学校教育だけでなく、家庭や地域との連携を深め、地域ぐるみで子どもを見守り、育てることが、子供の自尊感情を高めるとともに、子供達の命を守る地域社会づくりにつながるものと考えている。</p>	
		インクルーシブ教育を推進するにあたり、教育委員会としてどのようなことに取り組んでいるのか伺う。		教育長	<p>インクルーシブ教育の推進にあたっては、まず、教職員が支援教育に関する知識や実践的な指導力を身に付けるなど、専門性を高めていくことが大切だと考える。</p> <p>教育委員会では、昨年度から、校内で支援教育を推進する立場の教職員を対象に、インクルーシブ教育の推進に必要な「合理的配慮」等について研修会を開催している。</p> <p>また、様々な児童生徒が共に学ぶ交流・共同学習について、今後も一層推進していくことができるよう、指導主事が全ての小中学校を訪問し、支援教育のあり方について助言したり、各校の実態に応じた学習会を開催したりして、インクルーシブ教育についての理解がより一層深まるよう取り組んでいる。</p>
		支援に必要な児童生徒に対して、教育委員会として取り組んでいることを伺う。			教育長
小学校入学にあたり、不安や心配を抱える保護者が相談できる仕組みはあるか伺う。	部長	<p>教育委員会では、小学校就学前の5歳児の保護者を対象とした、就学相談を実施している。保護者に対しては、毎年5月上旬に、市内各保育所や幼稚園等を通して、就学相談の周知を行っているほか、市の広報紙やホームページ等を活用し、広く周知を図っている。就学相談では、子供の様子や保護者の思い等を踏まえ、必要な支援や環境、就学先等について、相談を進めている。</p>			

議員	項目	質問要旨	答弁	答弁概要
浅野 彰太	防災対策について	広域避難所として開設する小学校の屋内運動場に Wi-Fi を整備した場合、平常時に学校の授業等に活用できるかどうか伺う。	部長	本市の学校施設では、平成25年11月から教育ネットワークシステムを整備し、子どもたちの成績処理や学校間の連絡等に活用している他、インターネットを利用した授業もこのシステムを活用して実施している。 現行システムは、セキュリティ確保の観点から、閉ざされた環境設定を行っているため、現時点での学校における Wi-Fi 環境の活用は考えていない。
		本市の児童生徒の体力・運動能力の現状について伺う。	教育長	平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの本市の結果を全国平均と比較すると、小学校においては、8種目男女とも全ての種目で下回っていた。 中学校においては、8種目中、男子が3種目<長座体前屈、50m走、ハンドボール投げ>、女子が1種目<50m走>で全国平均を上回ったものの、その他の種目については、全国平均を下回った。
			教育長	全国的傾向と同様に、子供を取り巻く環境の変化による外遊びの減少や、日常的に体を動かす機会の減少等が考えられる。 また、積極的に運動する子供と、しない子供とに二極化している傾向が見られることや、特定の種目に限定した経験を重ねている場合には、体の使い方等に偏りが見られることなどから、幼少期に幅広く運動に親しみ、体力を身に付ける機会を設けることが大切であると考えている。
			教育長	8月末現在、小学校5校に対して、体育系大学の学生を、延べ19日間、56人を派遣し、他の小学校2校に対して、教育指導課職員が、延べ4日間で10人訪問し指導を実施した。 また、小学校1校において、新体力テスト実施時に「体力向上キャラバン隊」として県教育委員会職員が7人訪問し指導を行った。 事業を実施した学校の教職員からは、指導員の励ましやねぎらいの言葉により、児童の運動に対する意欲が向上した。指導員の説明を聞き、手本を見ることで、動き方や体の使い方がよくわかり、記録も伸びたなど、効果が報告されている。
井原 義雄	本市の児童生徒の体力・運動能力向上推進事業について	児童生徒の体力・運動能力の低下の原因についてどのように分析しているのか伺う。	教育長	児童生徒の体力向上には、教職員の指導性が重要と考えるが、今後の教職員の指導力向上のための取組について伺う。
		児童生徒の体力向上には、教職員の指導性が重要と考えるが、今後の教職員の指導力向上のための取組について伺う。	教育長	大学等と連携した体力向上支援事業では、教員への指導方法の支援を行っていることから、今後、本事業を検証し、充実させることで、教職員の指導力向上を図りたい。 また、神奈川県児童生徒健康・体力づくり推進委員を含む市内小中学校教職員と、教育指導課職員で構成している体力向上プロジェクト会議を平成27年度に立ち上げ、効果的な指導方法や、指導力向上についての意見交換を行っており、その内容を各学校へ伝えることで、教職員の資質を高めていきたいと考えている。

議員	項目	質問要旨	答弁	答弁概要
井原 義雄	本市の児童生徒の体力・運動能力向上推進事業について	大学等と連携した体力向上支援事業の取組状況について伺う。	教育長	本事業は、体育系大学と連携し、市内の小中学校における体育授業・体育的行事や学校独自の体力向上の取組を支援することとしている。 具体的な取組としては、体育系大学職員を講師に、体力・運動能力指導員を派遣する学校に対して、新体力テストの正しい計測法や場の工夫について指導・助言をいただいているほか、児童の体力・運動能力を高める遊びや運動に関する提案をいただいている。 また、教員の指導力向上のために、校内の教員研修で、学校が指導に難しさを感じている「児童の投げる力を高める指導」について、講師による講話や演習を実施した学校もある。
	小学校の体育授業に「おだわら百彩」を取り入れた経緯について伺う。	教育長	平成18年度から、市民体操「おだわら百彩」の普及のため、小学校も協力するかたちで、体育や運動会の準備体操として取り入れるようになったと承知している。	
	小学校体育大会時の準備体操は「ラジオ体操」に変更すべきと考えるが見解を伺う。	教育長	多くの小学校では、市民体操「おだわら百彩」が運動会に取り入れられ、平成19年度からは、体育大会の準備体操として活用されてきている。 しかしながら、体育大会では陸上競技を中心に実施しているため、準備体操としての「おだわら百彩」は、学校教職員で組織する体育大会実行委員会でも、検討課題とされており、今後は、「ラジオ体操」も含め、ストレッチなど、準備体操としてよりふさわしいものを検討してまいりたい。	
大村 学	防犯カメラの設置について	平成25年8月以降、市内すべての小中学校に防犯カメラを設置したことによる効果について伺う。	市長	主要な事件の加害者が検挙されたこともあり、平成26年度以降、学校事故件数は激減しており、また、発生した事案について、その被害は軽微なものとなっている。
	学校司書について	学校図書館への学校司書の配置状況について伺う。	教育長	本市では、学校司書を業務委託により全小・中学校に配置しており、1校につき週に2日、1日6時間の配置となっている。 学校司書はその専門的な知識を活かし、学校図書館の蔵書整理、貸出及び返却処理業務への対応、児童生徒への読書相談、学習支援などの役割を担っている。

議員	項目	質問要旨	答弁	答弁概要
大村学	学校司書について	業務委託による学校司書の配置について、メリットとデメリットをどう認識しているか伺う。	教育長	業務委託によるメリットとして、司書派遣業務に実績のある業者に業務委託することにより、人員確保において機動性、柔軟性があることや、質の高いサービスを提供できることが挙げられる。 一方、業務委託でのデメリットとしては、学校の教職員が学校司書に直接指示を出せないことや、学習支援へ向けた打合せ等が持ちにくいことが挙げられる。 加えて、現在の委託契約においては、配置開始時期を5月半ばとしていることから、学校に4月から学校司書を配置していない点などが挙げられる。
		学校の教職員は、学校司書に直接指示ができないのか伺う。	部長	学校司書は業務委託により配置していることから、学校の教職員が業務の内容について、学校司書に直接指示をすることはできず、必要な場合は委託業者を通じて指示をしている。
		今後、学校司書は直接雇用で配置するのが望ましいと考えるが、見解を伺う。	部長	学校司書を配置した当初は、業務の中心が蔵書整理やデータベース化作業であったことや、専門性のある人材を確保する面から、司書配置実績のある業者への業務委託という形をとったものである。 学校司書を配置し5年を経過したこともあり、今後は、これまでの業務実績を十分に検証した上で、直接雇用も視野に入れながら、適切な配置について検討してまいりたい。
		現在の業務委託の契約期間について伺う。	部長	今年度の業務委託契約期間は、平成28年5月16日から、平成29年3月31日までとなっている。
		学校図書館法が改正され、学校には学校司書をおくよう努めることになった。また、業務委託で配置される学校司書は、校長の指揮監督下になくことから、学校司書とみなされない解釈もある。それらを踏まえて、来年度からすぐにも直接雇用すべきと考えるがいかがか。	部長	平成26年の学校図書館法の一部改正により、すべての小・中学校に校長の指揮監督下にある学校司書を置くように努めなければならないとされたが、委託により配置している学校司書はこれに該当しないとの解釈があることは承知しているため、直接雇用について前向きに検討していきたいと考えている。しかしながら、その時期については、現段階では明確な答弁はできないのでご理解いただきたい。
		直接雇用をする上では、予算措置や、業務に必要な物品やインターネット環境の整備に努めていただきたいと考えるがいかがか。	部長	直接雇用となった場合においても、必要な予算を獲得できるよう努めてまいりたい。 また、現在、学校司書は、インターネットに接続していないコンピュータを使って、蔵書のデータベース化作業を進めている。 今後は、蔵書のデータベース化作業がひと区切りとなるので、教師や子どもへの読書相談や学習支援、新刊本や課題図書に関する情報収集も担っていただくなど、業務内容も変化が考えられることもふまえ、学校司書のインターネット使用について検討してまいりたい。

議員	項目	質問要旨	答弁	答弁概要
安野裕子	食育の推進について	種まきから収穫までの継続した作業について、子供たちが自主的、自発的に取り組むことが有効であると考えているが、見解を伺う。	部長	<p>どんな学習活動でも、子供たちが自ら考え、主体的に学ぶ意欲を持って取り組むことは、「確かな学力」や「豊かな心」を育むうえで重要であるととらえている。</p> <p>教育ファームにおいても、地域ボランティアの指導による農作業の体験活動はもとより、草取りや水やりなどの日常的な活動も、子供たちが一つ一つの作業の意義を理解し、自主的、自発的な活動として営まれていくことで、子供たちは栽培活動や農作業の大変さを実感したり、収穫の喜びを感じたりし、本質的な学びにつながるものと受けとめている。</p>
		担当教員や地域ボランティア、スクールボランティア・コーディネーターの情報交換会を設け、健康づくり課による「食育」についての知識や各校の取組状況について共有することが、教育ファームの充実に有効であると考えているが、見解を伺う。	部長	<p>12番安野議員のご指摘のとおり、地域ボランティアの方々や学校職員が、食育についての知識や各校の取組状況等の情報を共有することは、今後教育ファームをより充実させていくためには、有効であると受け止めている。</p> <p>そこで、教育委員会が開催するスクールボランティア連絡会や中学校区ごとの連絡会において、そうした情報の共有が図れるように研究してまいりたい。</p>
		学校教育における食育をどのように考えているか、教育長の考えを伺う。	部長	<p>食育の目的は、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けること、また食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、さらに自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することであると捉えている。</p> <p>本来、食べることは、生きていく上で、当然必要な営みであり、その営みが豊かなものとなることで、心身共に健康な体づくりにつながることは言うまでもない。</p> <p>学校教育の中では、地場産を活用した献立や郷土料理など魅力のある学校給食の提供や、学校農園などの栽培活動、農作業体験などをおして、食に対する興味・関心を高め、命や自然環境、食物に対する理解を深めるとともに、日々の食に対する感謝の心を育ててまいりたいと考えている。</p> <p>未来を拓く子どもたちには、たくましく生き抜く力を育てていくことが大切であり、食育は、その育成に向けた重要な教育活動の一つであると認識している。</p>
		小・中学校で取り組まれている「教育ファーム」の具体を伺う。	教育長	<p>教育ファームとは、スクールボランティアが指導者となって展開する学校農園や学校菜園、地域の方が管理する田畑や農園を活用した教育活動である。</p> <p>今年度は、10校が教育ファーム事業として取り組んでおり、この他の学校においても、学校の実情に応じて、野菜の栽培や米作りに取り組んでいる。</p>

\*一般質問（文化部）

議員	項目	質問要旨	答弁	答弁概要
誠風 鈴木和宏議員	スポーツ施設の一般開放のあり方について	学校施設のスポーツ開放の位置づけと、本市の特性に応じた施策について伺う。	市長	本市では社会体育の振興を図るため、市立小・中学校の施設・設備を学校教育上支障のない範囲内で、市民等の利用に供することとしている。 学校施設の開放により、多くの市民が身近な場所でスポーツ活動を行えることは、小田原市スポーツ振興基本指針の目指す「だれもが、どこでも、いつまでもスポーツができる」生涯スポーツ社会の実現につながると考えている。
		スポーツ開放の利用時間の運用について伺う。	市長	スポーツ開放の時間については規則で定められているが、利用時間や、団体間の割り振り等は学校長の判断で行っている。 例えば夜間照明を設置している3校の運動場では、国府津小学校と豊川小学校は午後6時30分から使用開始となっており、酒匂中学校は部活動での使用を考慮して、小学校より30分遅い午後7時からの使用開始となっている。
		スポーツ開放で使用する備品等には、授業の状況等の優先順位から修繕のできないものがあるが、本市の見解を伺う。	市長	現在、学校開放にかかる備品は、学校教育施設として授業での使用状況等により予算措置している状況である。 学校開放で使用する施設備品等の整備については、受益と負担のあり方も含め、今後、他市の対応状況等も調査したうえで検討してまいりたい。

## 決算特別委員会総括質疑（教育部・文化部）

質疑順 1 日本共産党 田中利恵子委員

- 2 (款) 10教育費 (項) 5社会教育費 (目) 3文化財保護費  
(1) 住吉橋修復実施設計について

質疑順 3 志民の会 鈴木敦子委員

- 3 小中学校施設維持・管理事業について  
(1) 不用額について

質疑順 4 政和 川崎雅一委員

- 3 (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費  
(1) 幼稚園教育推進経費について  
ア 幼稚園就園児数の減少について

質疑順 5 新生クラブ 安藤孝雄委員

- 1 (款) 10教育費 (項) 5社会教育費 (目) 5図書館費  
(1) 市立図書館、かもめ図書館の利用状況について  
(2) 本の貸出状況から見えてくる課題について  
2 (款) 10教育費 (項) 5社会教育費 (目) 2青少年対策費  
(3) 放課後子ども教室との連携について  
3 (款) 2総務費 (項) 1総務管理費 (目) 11防災対策費  
(2) 通学路における危険な塀の減少に向けた今後の対応について

質疑順 6 新生クラブ 佐々木ナオミ委員

- 4 (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費  
(1) 教育環境整備経費のうち特別支援教育事業について  
(2) 子どもの生きる力育成経費のうち図書活動推進事業について

質疑順 7 公明党 楊 隆子委員

- 2 (款) 10教育費 (項) 5社会教育費 (目) 3文化財保護費  
(1) 御用米曲輪整備費について  
(2) 発掘調査について

質疑順 11 創政会 神永四郎委員

- 4 (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費  
(1) 学力向上事業について  
5 (款) 10教育費 (項) 3中学校費 (目) 2教育振興費  
(1) 部活動地域指導者活用事業費について

委員	項目	質問要旨	答弁	答弁概要
鈴木 敦子	小中学校施設維持・管理事業について	教育費の主な不用額は工事請負費であるが、その内訳と取扱いはどうなっているのか。	部長	工事請負費の不用額は、入札による執行残がほとんどであるが、それらは、原則として、他の事業に充てることはしていないので、不用額としている。
		不用額の取扱いについて、明確な決まりがあるのか。	副市長	教育費に限らず、予算については、地方自治法の定めるところにより、総計予算主義に基づき必要な事業費を計上し、議会の議決を経た上で、執行しているところである。 工事請負費については、入札を行うことから、執行残が生ずることとなるが、これを他の工事又は修繕に充当することは行っていない。 なお、緊急的な修繕が生じた場合等においては、柔軟な対応をしている。
川崎 雅一	幼稚園教育推進経費について	幼稚園就園児数が減少している原因をどのように考えているか。	部長	少子化に伴い幼児人口が減少していることや、共働き世帯やひとり親世帯の増加等、保護者の就労により、保育所を希望する世帯が増加していることが主な原因と考えている。
		公立幼稚園利用のため、子育て世帯に対しどのような情報提供を行なっているのか。	部長	私立を含めた幼稚園や保育所の基本的な施設情報やサービスについては、市のホームページや「おだわら市民ガイド」、「子育てマップ」などにより広くお知らせしている。 また、市内4か所の子育て支援センターでは、幼稚園や保育所、様々な子育て支援サービスについて、子育て世帯からの相談に応じながら必要な情報提供を行っている。公立幼稚園としては、子育て支援フェスティバルでパネル展示やチラシ配布を行い、幼稚園での活動の様子や一日の流れを周知している。 また、各公立幼稚園では、地域の未就学児を対象とした園庭開放なども行っており、幼稚園での実際の様子を知ってもらえる機会となっている。
安藤 孝雄	放課後子ども教室との連携について	放課後児童クラブと今後拡充する放課後子ども教室との連携において、教室の確保が重要であると考えがどのように進めるのか。	部長	本市の児童クラブについては、生活の場として市内24小学校区において実施してきている。子ども教室については、学習支援や体験学習の場として、酒匂、三の丸、久野及び報徳の4つの小学校をモデル校として実施をしている。 こうした児童クラブと子ども教室の互いの機能を活かしながら、一体的に実施していくことは放課後の子どもたちの居場所づくりとして非常に重要であると考えている。 そこでまずは、現在実施している三の丸小学校における児童クラブの児童を対象とした子ども教室の状況を確認しながら、スペースの有効活用をはじめとした課題に取り組み、各校の環境や状況に即した一体的な運営を図ってまいりたい。

安藤 孝雄	通学路における危険な塀について	通学路における危険な塀の減少に向けた今後の対応について、早急に対応すべき状況と強く認識するが、見解を伺う。	部長	<p>「危険・やや危険」と認定された塀が依然として残っていることについては承知しているが、ブロック塀等は個人の財産であり、その撤去等についても所有者の意思が尊重されるものであるため、補助制度による危険の除去を図ることには限界があるものと認識している。</p> <p>今後も、ブロック塀の倒壊の危険性などについて、広報おだわらや防災マップなどへの掲載により、周知を図っていくことで、災害に強いまちづくりを推進してまいりたい。</p>
佐々木	特別支援教育事業について	個別支援員の勤務時間や賃金等、待遇を現場に見合ったものとするべきと考えるが、見解を伺う。	教育長	<p>個別支援員は、各校の「特別支援学級及び通常の学級に在籍する児童生徒」の教育的ニーズに対応するため、教員の補助者として重要な役割を担っており、原則1日5.5時間の勤務時間で配置している。現状の勤務時間では、児童生徒の登校から下校までの全ての時間で勤務できない状況があることは承知している。</p> <p>今後は、児童生徒の実態と個別支援員の勤務形態の状況を踏まえ、より柔軟な配置について、学校等の要望を確認しながら、研究してまいりたい。</p>
ナオミ	図書活動推進事業について	学校司書は直接雇用で配置すべきと考えるが見解を伺う。	教育長	<p>学校司書を配置した当初は、業務の中心が蔵書整理やデータベース化作業であったことや、専門性のある人材を確保する面から、司書配置実績のある業者への業務委託という形をとったものである。学校司書を配置し5年を経過したこともあり、今後は、これまでの業務実績を十分に検証した上で、直接雇用も視野に入れながら、適切な配置について検討してまいりたい。</p>
神永 四郎	学力向上事業について	平成27年度小田原市推薦研究委託校と研究内容および、成果報告会について伺う。	教育長	<p>平成27年度推薦研究委託校は早川小学校、酒匂小学校、千代中学校、泉中学校の4校であり、研究内容については、早川小学校は平成30年度から教科化される道徳の授業について研究を行った。</p> <p>酒匂小学校、千代中学校、泉中学校については、様々な教科の授業をとおして、児童生徒が互いの意見を聞き、自らの考えを深め、主体的に学ぶための授業のあり方や教科の指導法について研究を行った。研究成果については、どの学校も公開研究会を実施し、成果報告を行っている。</p>

神永 四郎	学 力 向 上 事 業 に つ い て	学校内で研究成果をどのように活用しているのか、また、教育委員会として研究成果をどのように捉え、活用させるのか伺う。	教育長	各校では、全教員で研究成果を共有するために、校内研究全体会を計画的に開催している。 様々な教科での研究であっても、共通のテーマに向かい、各教員の取組結果を報告し合い、協議することで、学校全体として成果と課題を共有し、指導に活かしている。 教育委員会としては、委託校に公開研究会の開催を求め、公開研究会に参加した教員が、勤務校で伝達することにより、その研究の成果を本市の学校教育に反映させている。
		推薦研究校4校は、教育に関する外部関係者の指導・助言を得ながら（研究成果を）取りまとめているのか伺う。	部長	本事業は、市教育委員会の推薦研究であるので、市教育委員会指導主事の訪問や、各学校が招請した大学の講師等を招き、研究の課題や成果に対して指導・助言を受け、それを活かす中で研究をまとめている。
		研究成果を「未来へつながる学校づくり成果報告会」で発表してはどうかと考えるが見解を伺う。	部長	研究の成果を広く周知する方法として、「未来へつながる学校づくり成果報告会」のように、多くの人が集まる場を活用することは有効と考える。 今後、多くの教員に成果を発信していく手立てについて、各校での公開研究に加え、効果的な成果報告に向け研究してまいりたい。
	部 活 動 地 域 指 導 者 活 用 事 業 費 に つ い て	平成27年度部活動地域指導者の活用状況について伺う。	部長	平成27年度に、本市より依頼した部活動地域指導者は、42名であり、987回活動していただいた。
		平成25年度から平成27年度の部活動地域指導者の学校からの申請数を伺う。	部長	平成25年度は47名、平成26年度は52名、平成27年度は47名の申請があった。
		部活動地域指導者活用の効果について伺う。	教育長	部活動の指導については、顧問教諭と、専門的な知識や優れた技能を持った地域指導者が連携して指導にあたることで、生徒一人一人の技能がさらに高まることはもとより、生徒がその活動の魅力を感じるにより、活動意欲の向上にもつながっている。 地域指導者を介して、地域のスポーツ少年団や成人のクラブチームなどと交流を持つ機会が容易になる場合もあり、中学校卒業後も運動を継続する環境の整備につながっているものと考えている。 また、顧問が異動した場合にも、地域指導者は指導を継続できるため、活動を円滑に続けることができることも地域指導者活用の効果と捉えている。
		部活動地域指導者の増員が必要であると考えが、見解を伺う。	教育長	部活動地域指導者の人数については、各中学校の学校規模や部活動の現状等に鑑み、決定している。 今後も、引き続き部活動の活性化を図れるよう、各中学校の指導者の活用状況や顧問教諭の状況等に応じた適正な配置に努めたい。

\*決算特別委員会総括質疑（文化部）

議員	項目	質問要旨	答弁	答弁概要
日本共産党 田中委員	住吉橋修復実施設計について	銅門桁形内仕切門からの雨だれが、橋の欄干などの腐食の原因と考えるが、直接的な雨水対策は今回の設計ではとられているのか。	文化部長	住吉橋の銅門桁形内仕切門（あかがねもんますがたうちしきりもん）側の宝珠柱等の劣化は、内仕切門の屋根からの雨だれが大きな要因であると考えている。 そこで、今回の実施設計では、雨水対策として、側面側に雨水がはけていくよう、橋の床板に水勾配をつけ、水切用金物を木材の腐食抑制効果のある銅製に変更する等により、雨水による劣化を防止する対策を講じた。
新生クラブ	市立図書館、かもめ図書館の利用状況について	図書の貸出者数、貸出冊数ともに減少傾向にあるが、このような現状をどのように分析しているのか。	文化部長	図書の貸出者数等の減少はインターネットの普及や生活スタイルの変化などが大きな要因と考えている。図書館の利用の仕方は、本を借りるだけでなく、調査・研究・学習のために来館し、資料を閲覧したり、子どもと一緒に気に入った本を選び、その場で読み聞かせをするなど多様であり、さらに、図書館所蔵の資料展示や各種講座・講演会等を実施しており、幅広い年齢層の方々が来館されている。 図書の貸出者数等が減少しているのは残念なことだが、数字に表れない利用もあり、図書館の役割が大きなものであることに変わりないと考えている。
安藤委員	見えてくる本の貸出状況から課題について	毎年、新規購入した図書のうち、一度も借りられない図書が多数あるが、このような状況をどう考えているのか。	文化部長	新規購入図書と未貸出図書の比率は、年度によって多少の違いはあるもののおよそ3%となっている。 せっかく購入した本なので、多くの方にご利用いただき、未貸出図書がなくなることが望ましいところである。 しかしながら、図書館が図書館として機能するためには、幅広く様々な分野の蔵書構成を必要とすることから、ある程度の未貸出図書が出るのはやむを得ないと考えている。
公明党	御用米曲輪整備費	御用米曲輪はいつ整備され、市民等が入れるようになるのか、整備予定はどうか。	市長	御用米曲輪については、平成27年度には、曲輪外周部の土塁の復元や植栽などの修景整備を行った。 今後は、小田原北条氏時代の重要な遺構である建物跡、庭園跡については、保存・整備、見せ方の検討を進めるとともに、曲輪内部にある江戸時代の米蔵跡等については、東京オリンピック・パラリンピックの開催される平成32年度の公開を目指し、整備を進めていく。
楊議員	発掘調査について	市内の遺跡は広範囲にあると思うが、緊急発掘調査はどのような場合に、また、いつまで実施していくのか。	文化部長	市内には、周知の埋蔵文化財包蔵地、いわゆる遺跡と呼ばれるものが280箇所、県の遺跡分布地図に登載されている。 この埋蔵文化財包蔵地内で土木工事が計画された場合には、文化財保護法に基づき、神奈川県教育委員会への届出等が必要とされ、工事によりやむを得ず埋蔵文化財が破壊される際には、後世に遺跡の内容を記録として伝える手段として緊急発掘調査を実施することとされているものである。 今後も、埋蔵文化財の現状保存が困難な工事の場合には、事業者の協力を得ながら緊急発掘調査は実施していく。

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（平成27年小田原市規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者負担額)</p> <p><b>第3条</b> 条例第3条第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第1項に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。）</u>に係る利用者が負担すべき費用の額（当該支給認定子どもが、法第28条第1項第1号の規定による特定教育・保育、同項第2号の規定による特別利用保育、法第30条第1項第2号の規定による特別利用地域型保育及び<u>同項第4号</u>の規定による特例保育を受けた場合を含む。）及び<u>満3歳以上保育認定子ども（政令第4条第2項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）</u>が負担すべき費用の額（当該支給認定子どもが法第28条第1項第3号の規定による特別利用教育を受けた場合に限る。） <u>別表第1</u>に定める額</p> <p>(2) <u>満3歳以上保育認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のもの</u>に係る利用者が負担すべき費用の額（当該支給認定子どもが、法第28条第1項第1号の規定による特定教育・保育、法第30条第1項第3号の規定による特定利用地域型保育及び同項</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p><b>第3条</b> 条例第3条第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下「教育標準時間認定子ども」という。）</u>に係る利用者が負担すべき費用の額（当該支給認定子どもが、法第28条第1項第1号の規定による特定教育・保育、同項第2号の規定による特別利用保育、法第30条第1項第2号の規定による特別利用地域型保育及び<u>法第30条第1項第4号</u>の規定による特定保育を受けた場合を含む。）及び<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」という。）が負担すべき費用の額（当該支給認定子どもが法第28条第1項第3号の規定による特別利用教育を受けた場合に限る。） <u>別表第1号</u>に定める額</p> <p>(2) <u>満3歳以上保育認定子ども</u>に係る利用者が負担すべき費用の額（当該支給認定子どもが、法第28条第1項第1号の規定による特定教育・保育、法第30条第1項第3号の規定による特定利用地域型保育及び同項第4号の規定による特例保育を利用した場合を含み、法第28条第1項第3号の規</p>

第4号の規定による特例保育を利用した場合を含み、法第28条第1項第3号の規定による特別利用教育を受けた場合を除く。) 別表第2に定める額

- (3) 特定満3歳以上保育認定子ども（政令第4条第3項に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）及び満3歳未満保育認定子ども（同項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る利用者が負担すべき費用の額（当該支給認定子どもが、法第28条第1項第1号の規定による特定教育・保育、法第30条第1項第1号の規定による特定地域型保育及び同項第4号の規定による特例保育を利用した場合を含む。） 別表第3に定める額

2 前項（第2号及び第3号に限る。）の規定は、条例第3条第2号の規則で定める額について準用する。この場合において、同項中「第3条第1号」とあるのは、「第3条第2号」と読み替えるものとする。

3 法附則第9条第1項の規定の適用があるときは、条例第3条第1号の規則で定める額は、別表第1に定める額とする。

（複数の支給認定子ども等がいる支給認定保護者に係る特例）

**第4条** 負担額算定基準子ども（政令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する条例第3条第1号及び第2号の規則で定める額は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

定による特別利用教育を受けた場合を除く。) 別表第2号に定める額

- (3) 満3歳未満保育認定子どもに係る利用者が負担すべき費用の額（当該支給認定子どもが、法第28条第1項第1号の規定による特定教育・保育、法第30条第1項第1号の規定による特定地域型保育及び同項第4号の規定による特例保育を利用した場合を含む。） 別表第3号に定める額

2 条例第3条第2号の規則で定める額は、前項第2号及び第3号の規定を準用する。

3 法附則第9条第1項の規定の適用があるときは、条例第3条第1項の規則で定める額は、別表第1号に定める額とする。

（多子世帯の利用者負担額）

**第4条** 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる利用者負担額については、当該各号に定める額とする。この場合において、計算して得た額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども  
も 当該支給認定子どもに関して前条の規定により算定される額に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準  
子どものうち小学校第3学年修了前子ども(政令第14条に規定する小学校第3学年修了前子どもをいう。以下同じ。)  
が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども(同条第1号イに規定する最年長負担額算定基準小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)である教育認定子ども

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準  
子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども(政令第14条第1号ロに規定する負担額算定基準小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)(最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下同じ。)である満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども

ウ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども  
も 0円

(1) 教育標準時間認定子ども又は特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定子どもであって同一世帯に小学校又は市長が別に定める施設(以下「対象施設」という。)に在籍する小学校3年生以下の兄又は姉を1人有するものに係る利用者負担額別表第1号に定める額に2分の1を乗じて得た額

(2) 教育標準時間認定子ども又は特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定子どもであ

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準  
子どものうちに小学校第3学年修了前子  
どもが2人以上いる場合における最年長  
負担額算定基準小学校就学前子どもであ  
る教育認定子ども

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準  
子どものうちに小学校第3学年修了前子  
どもがいる場合における負担額算定基準  
小学校就学前子どもである教育認定子ど  
も

ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額  
算定基準小学校就学前子ども及び負担額  
算定基準小学校就学前子どもを除く。）  
である支給認定子ども

って同一世帯に小学校又は対象施設に在籍  
する小学校3年生以下の兄又は姉を2人以  
上有するものに係る利用者負担額 0円

(3) 満3歳以上保育認定子ども（特別利用教  
育を受けた者を除く。）であって同一世帯  
に対象施設に在籍する小学校就学前子ども  
に該当する兄又は姉を1人有するものに係  
る利用者負担額 別表第2号に定める額に  
2分の1を乗じて得た額

(4) 満3歳以上保育認定子ども（特別利用教  
育を受けた者を除く。）であって同一世帯  
に対象施設に在籍する小学校就学前子ども  
に該当する兄又は姉を2人以上有するもの  
に係る利用者負担額 0円

(5) 満3歳未満保育認定子どもであって同一  
世帯に対象施設に在籍する小学校就学前子  
どもに該当する兄又は姉を1人有するもの  
に係る利用者負担額 別表第3号に定める  
額に2分の1を乗じて得た額

(6) 満3歳未満保育認定子どもであって同一

世帯に対象施設に在籍する小学校就学前子どもに該当する兄又は姉を2人以上有するものに係る利用者負担額 0円

(複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る特例)

**第5条** 特定被監護者等（政令第14条の2第

1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育等（同項に規定する特定教育・保育等をいう。以下同じ。）に関する条例第3条第1号及び第2号の規則で定める額は、当該特定教育・保育等に係る市町村民税所得割合算額（支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育等のあった月の属する年度（特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下単に「所得割」という。）の額を合算した額をいう。以下同じ。）が77,101円未満（満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、57,700円未満）であるときは、前2条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども  
当該特定教育・保育等に関して第3条の規定により算定される額に2分の1を乗じて

得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0円

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

2 前項に規定する所得割の額を算定する場合には、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条に定める規定による控除をされるべき額があるときは当該額を加算した額とし、地方税法における寡婦（夫）控除が適用されない婚姻歴のないひとり親であつて、別に定めるところにより市長から当該事実に係る証明を受けた者から

申し出があったときは当該控除の適用があったものとみなし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときはその額を控除して得た額（当該額が0円を下回る場合には、0円）とする。

- 3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等であった月において要保護者等（政令第4条第4項に規定する要保護者等及び市長が別に定める寡婦（夫）控除のみなし適用を受けているひとり親をいう。以下同じ。）に該当する場合における当該支給認定保護者に関する第1項の規定の適用については、同項中「77,101円未満（満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、57,700円未満）」とあるのは「77,101円未満」と、「当該各号に定める額」とあるのは「0円」とする。

（利用者負担額の決定）

**第6条** （略）

（保育料等の納入通知）

- 第7条** 条例第6条第1項に規定する保育料等（以下「保育料等」という。）の納入の通知は、保育料納入通知書（様式第2号）により行うものとする。

（保育料等の納期限）

- 第8条** 保育料等の納入期限は、月の初日に在籍する子どもの当該月分につき、その月の末日までの日とする。

（利用者負担額の決定）

**第5条** （略）

（保育料等の納入通知）

- 第6条** 条例第6条第1項に規定する保育料等の納入の通知は、保育料納入通知書（様式第2号）により行うものとする。

（保育料等の納期限）

- 第7条** 条例第6条第1項に規定する保育料等の納入期限は、月の初日に在籍する子どもの当該月分につき、その月の末日までの日とする。

2 (略)

(保育料等の減免)

**第9条** 市長は、災害により損失を受け、又は保護者若しくは同居の親族が疾病にかかり、若しくは死亡したため、保育料等の支払が困難と認める場合その他特に必要があると認める場合は、条例第7条の規定により保育料等を減額し、又は免除することができる。

2・3 (略)

(身分を証明する証票)

**第10条** 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第8項又は第9項の規定に基づく滞納処分のため財産の差押えをする当該職員は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

2 (略)

**様式第1号** (第6条関係) (略)

**様式第2号** (第7条関係) (略)

**様式第3号** (第9条関係) (略)

2 (略)

(保育料等の減免)

**第8条** 条例第7条の規定により保育料等を減額し又は免除することができる場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けた場合 免除

(2) 災害により損失を受け、又は保護者若しくは同居の親族が疾病にかかり、若しくは死亡したため、保育料等の支払が困難と認められる場合 市長が別に定める額の減額又は免除

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合 市長が別に定める額の減額又は免除

2・3 (略)

(身分を証明する証票)

**第9条** 児童福祉法第56条第8項又は第9項の規定に基づく滞納処分のため財産の差押えをする当該職員は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

2 (略)

**様式第1号** (第5条関係) (略)

**様式第2号** (第6条関係) (略)

**様式第3号** (第8条関係) (略)

<p><b>様式第4号</b> (第9条関係) (略)</p> <p><b>様式第5号</b> (第10条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>第10条</b> 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第8項又は第9項の規定に基づく滞納処分のため財産の差押えをする当該職員は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div>	<p><b>様式第4号</b> (第8条関係) (略)</p> <p><b>様式第5号</b> (第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>第9条</b> 児童福祉法第56条第8項又は第9項の規定に基づく滞納処分のため財産の差押えをする当該職員は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div>
---	---

別表を削り、附則の次に別表として次の3表を加える。

**別表第1** (第3条関係)

教育認定子ども及び特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定子どもに係る利用者負担額

利用者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	円 0
B	A階層を除き、当該年度(特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度。以下同じ。)分の市町村民税の所得割を課されない世帯(市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより当該所得割を免除された場合を含むものとし、当該所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない場合を除く。)又は政令第4条第1項第4号に規定する養育里親等が支給認定保護者である世帯	3,000
C1	A階層を除き、市	77,101円未満 16,100
C2	町村民税所得割合	77,101円以上211,201円未満 20,500

C 3	算額の区分が次の	2 1 1, 2 0 1円以上2 4 1, 2 0 1円未満	2 4, 0 0 0
C 4	区分に該当する世	2 4 1, 2 0 1円以上2 8 1, 2 0 1円未満	2 4, 4 0 0
C 5	帯	2 8 1, 2 0 1円以上	2 5, 7 0 0

備考

- 1 特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定子どもに該当する場合におけるこの表の適用については、Aの項中「被保護世帯」とあるのは「被保護世帯又は児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親が支給認定保護者である世帯」と、Bの項中「除く。）又は政令第4条第1項第4号に規定する養育里親等が支給認定保護者である世帯」とあるのは「除く。）」とする。
- 2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合におけるこの表の適用については、同表中

「

3, 0 0 0
1 6, 1 0 0

」とあるのは、「

0
7, 5 0 0

」とする。

**別表第2**（第3条関係）

満3歳以上保育認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに係る利用者負担額

利用者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	保育標準時間認定の子ども	保育短時間認定の子ども
A	生活保護法による被保護世帯又は児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親が支給認定保護者である世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	2, 0 0 0	1, 9 0 0
	非課税（市町村の条例で定めるところにより市町村民税を免除された場合を含むものとし、市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない場合を除く。以下同じ。） 均等割（地方税法第		

C 1		292条第1項第1号に規定する均等割をいう。以下同じ。)の額のみ	6,400	6,300
C 2	A階層を除き、市町村民税所得割合算額の区分が次の区分に該当する世帯	10,000円未満	8,500	8,400
C 3		10,000円以上 48,600円未満	10,000	9,800
C 4		48,600円以上 57,300円未満	11,500	11,300
C 5		57,300円以上 67,500円未満	14,000	13,800
C 6		67,500円以上 77,700円未満	16,000	15,700
C 7		77,700円以上 87,900円未満	19,000	18,700
C 8		87,900円以上 97,000円未満	22,000	21,600
C 9		97,000円以上 123,300円未満	24,000	23,600
C 10		123,300円以上 148,500円未満	25,000	24,600
C 11		148,500円以上 169,000円未満	26,500	26,000
C 12		169,000円以上 224,400円未満	27,500	27,000
C 13		224,400円以上 266,200円未満	28,500	28,000
C 14		266,200円以上 301,000円未満	29,000	28,500
C 15		301,000円以上	30,000	29,500

備考

- この表において「保育標準時間認定」とは、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分の保

育必要量の認定をいい、「保育短時間認定」とは、同項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分の保育必要量の認定をいう。別表第3において同じ。

2 この表において均等割の額を算定する場合には、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があり、かつ、当該減免の額が所得割の額より大きいときは、所得割の額及び均等割の額の合計額から当該減免の額を控除して得た額（当該額が0円を下回る場合には、0円）を均等割の額とする。

3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合（市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯に該当する場合に限る。）におけるこの表の適用については、同表中

2,000	1,900
6,400	6,300
8,500	8,400
10,000	9,800
11,500	11,300
14,000	13,800
16,000	15,700

とあるのは、

0	0
3,200	3,100
4,200	4,200
5,000	4,900
5,700	5,600
7,000	6,900
8,000	7,800

とする。

**別表第3**（第3条関係）

特定満3歳以上保育認定子ども及び満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額

利用者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	保育標準時間認定の子ども	保育短時間認定の子ども
A	生活保護法による被保護世帯又は児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親が支給認定保護者である世帯	円 0	円 0

B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の額の区分が	非課税	3,000	2,900
C1	次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ	9,300	9,100
C2	A階層を除き、市町村民税所得割合算額の区分が次の区分に該当する世帯	10,000円未満	11,400	11,200
C3		10,000円以上 48,600円未満	13,000	12,800
C4		48,600円以上 57,300円未満	16,000	15,700
C5		57,300円以上 67,500円未満	18,500	18,200
C6		67,500円以上 77,700円未満	21,500	21,100
C7		77,700円以上 87,900円未満	25,500	25,100
C8		87,900円以上 97,000円未満	29,500	29,000
C9		97,000円以上 123,300円未満	32,500	31,900
C10		123,300円以上 148,500円未満	36,000	35,400
C11		148,500円以上 169,000円未満	40,000	39,300
C12		169,000円以上 224,400円未満	44,000	43,300
C13		224,400円以上 266,200円未満	48,000	47,200
C14		266,200円以上 301,000円未満	52,000	51,100
C15		301,000円以上	56,000	55,000

備考

- 別表第2備考2の規定は、この表において均等割の額を算定する場合について準用する。

- 2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合（市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯に該当する場合に限る。）におけるこの表の適用については、同表中

3,000	2,900
9,300	9,100
11,400	11,200
13,000	12,800
16,000	15,700
18,500	18,200
21,500	21,100

とあるのは、

0	0
4,600	4,500
5,700	5,600
6,500	6,400
8,000	7,800
9,200	9,100
10,700	10,500

とする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、平成28年4月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年3月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

# 平成 28 年度 全国学力・学習状況調査 小田原市の結果について

小田原市教育委員会

## 目 次

### 1 はじめに

### 2 調査の概要

- (1) 調査の目的
- (2) 調査の方式
- (3) 調査の実施日および調査の対象
- (4) 調査の内容
- (5) 調査結果の見方

### 3 教科に関する調査結果

- (1) 市としての基本的な考え
- (2) 教科に関する市全体の結果
  - ①平成 28 年度調査の結果
  - ②直近 4 年間の結果における経年変化
  - ③平成 25 年度（小学校第 6 学年）の結果と  
平成 28 年度（中学校第 3 学年）の結果の比較
  - ④無解答率について
- (3) A 問題（主として「知識」に関する問題）について
- (4) B 問題（主として「活用」に関する問題）について

### 4 質問紙に関する調査結果

- (1) 児童生徒質問紙より
- (2) 学校質問紙より

## 1 はじめに

平成28年4月に実施された「平成28年度全国学力・学習状況調査」の本市の調査結果の概要についてお知らせします。結果については、市全体の平均正答率等、数値を全国の数値と比較する形で公表しております。

なお、本調査により測定できるのは、学力の特定の一部分であることや、学校における教育活動の側面であることを踏まえ、結果については、序列化や過度な競争につながらないように十分配慮して取り扱う必要があります。従って、本内容をご活用の際にはこの趣旨を十分ご理解いただき、適切な取扱いをされますようお願いいたします。

## 2 調査の概要

### (1) 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

### (2) 調査の方式

悉皆調査

#### 参考

・平成19～21年度	悉皆調査	国語、算数・数学
・平成22年度	抽出調査	国語、算数・数学
・平成24年度	抽出調査	国語、算数・数学、理科
・平成25・26年度	悉皆調査	国語、算数・数学
・平成27年度	悉皆調査	国語、算数・数学、理科
・平成28年度	悉皆調査	国語、算数・数学

※ 平成23年度は東日本大震災のため予定していた抽出調査を中止

### (3) 調査の実施日および調査の対象

平成28年4月19日（火）

- ・小学校第6学年（市内25校、約1,600名）
- ・中学校第3学年（市内11校、約1,700名）

### (4) 調査の内容

#### ① 教科に関する調査

- ・国語A、算数・数学A（主として「知識」に関する問題）
- ・国語B、算数・数学B（主として「活用」に関する問題）

#### ② 質問紙調査

- ・児童生徒に対する調査
- ・学校に対する調査

### (5) 調査結果の見方

本調査の教科の結果については、次のとおり神奈川県教育委員会の見解を基にしている。

**「全国の平均正答率（公立）の±5%の範囲内であれば、全国と大きな差は見られなかったと考える。」**

出典：平成28年度全国学力・学習状況調査 神奈川県公立小・中学校の調査結果（詳細版）  
平成28年10月 神奈川県教育委員会

### 3 教科に関する調査結果

#### (1) 市としての基本的な考え

小田原市教育委員会では、本調査の結果について次のような考えを基本としている。

本調査で測定できるのは「学力の特定の一部」であり、地域性や家庭環境等による影響も受けるものと認識しているが、調査問題は、学習指導要領の目標・内容等に基づいて作成されたものであり、その結果は、児童生徒の学力の重要な側面を示す客観的な資料である。

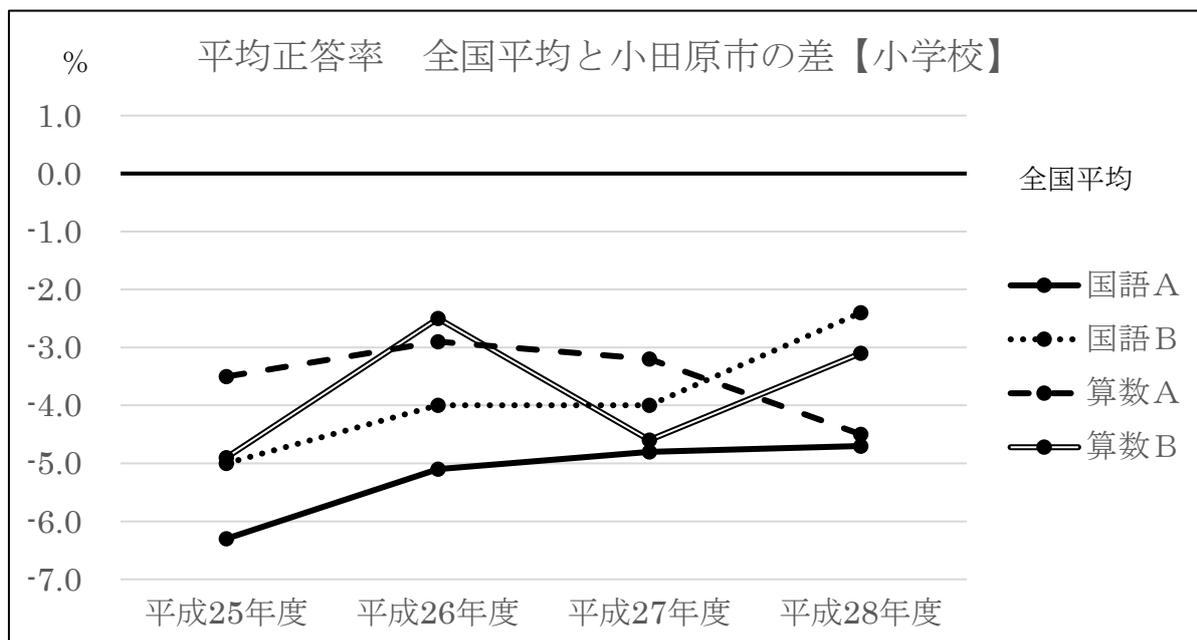
#### (2) 教科に関する市全体の結果

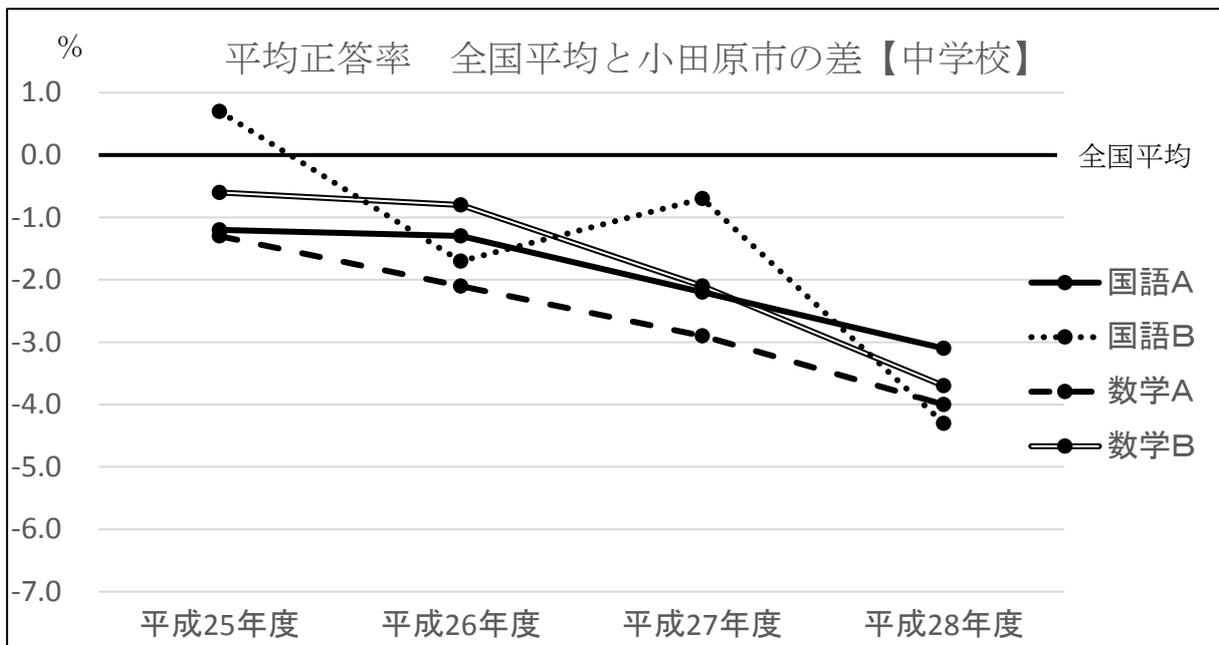
##### ①平成28年度調査の結果（平均正答率％）

	教科	小田原市	神奈川県	全国	全国との差
小学校	国語A	68.2	70.3	72.9	-4.7
	国語B	55.4	58.2	57.8	-2.4
	算数A	73.1	76.6	77.6	-4.5
	算数B	44.1	47.3	47.2	-3.1
中学校	国語A	72.5	75.4	75.6	-3.1
	国語B	62.2	67.0	66.5	-4.3
	数学A	58.2	61.9	62.2	-4.0
	数学B	40.4	44.3	44.1	-3.7

- ・小中学校ともすべての教科において「全国平均正答率±5%」の範囲内にあり、学力は、「全国と大きな差はない」状況である。
- ・小学校では、B問題（主に活用）よりも、A問題（主に知識）に課題がある。
- ・中学校では、国語においては、小学校とは逆にB問題（主に活用）に課題がある。数学においては、A問題（主に知識）、B問題（主に活用）ともに課題がある。

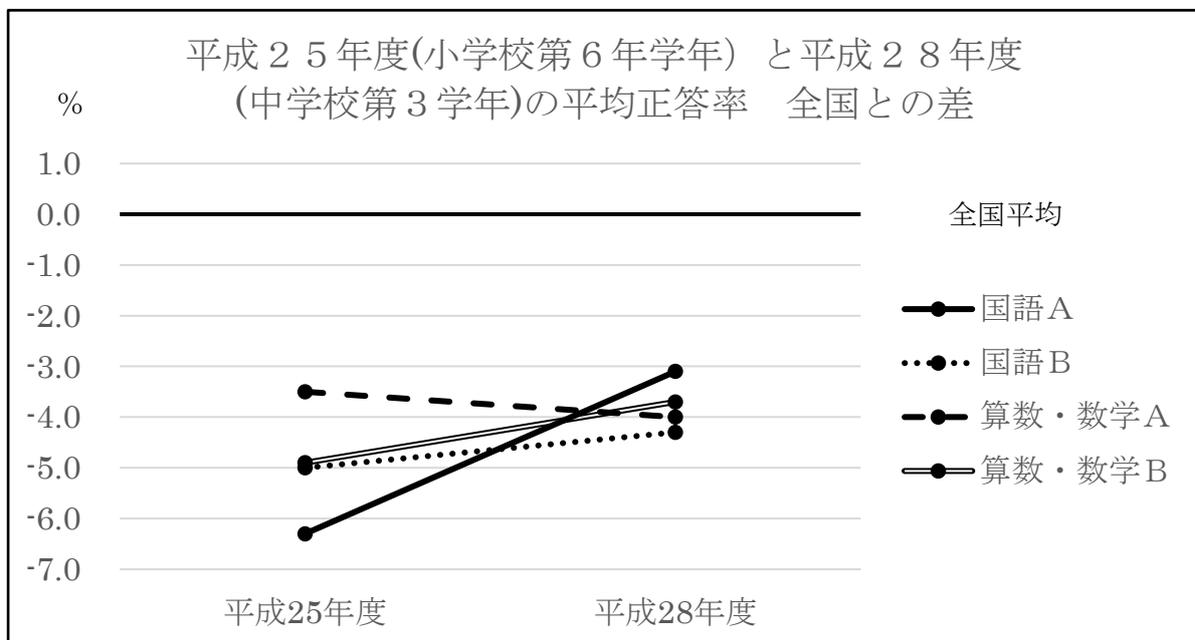
##### ②直近4年間の平均正答率の経年変化





- ・ 小学校は2年連続で、中学校は4年連続で全ての教科が±5%の範囲内となり、「全国と大きな差はない」学力を維持している。
- ・ 小学校は、算数Aは、全国平均との差が広がっているものの、その他は差が縮まっている。
- ・ 中学校は、±5%の範囲内に収まっているものの、全般的に全国との差が広がっている。

③平成25年度（小学校第6学年）の結果と平成28年度（中学校第3学年）の結果の比較



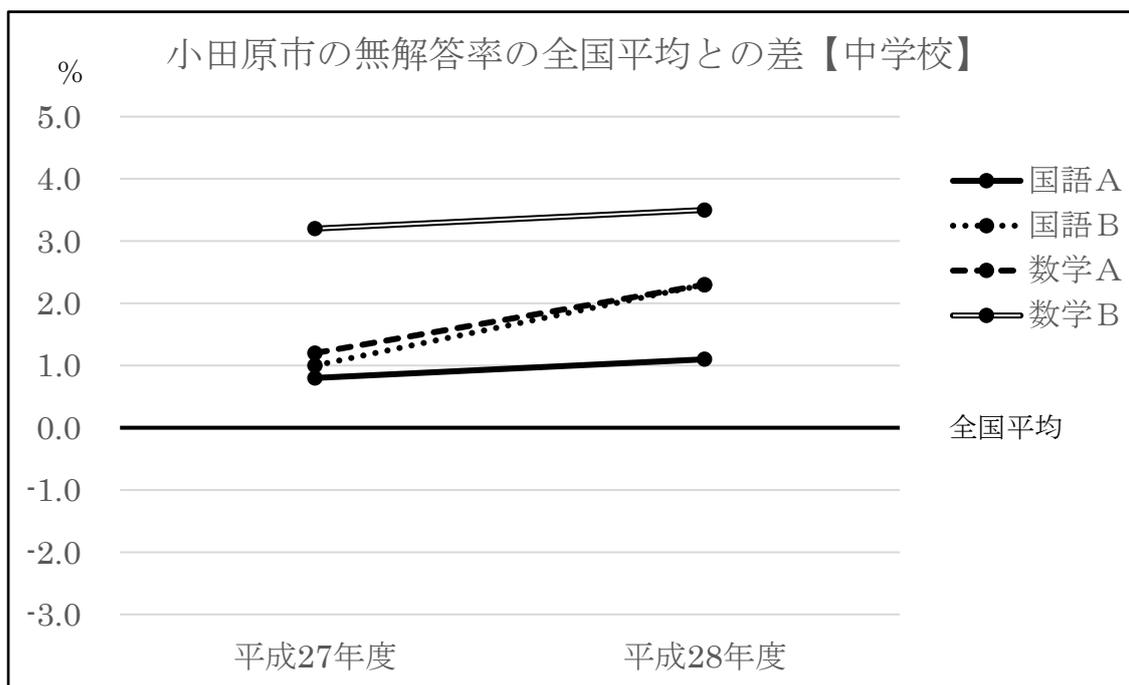
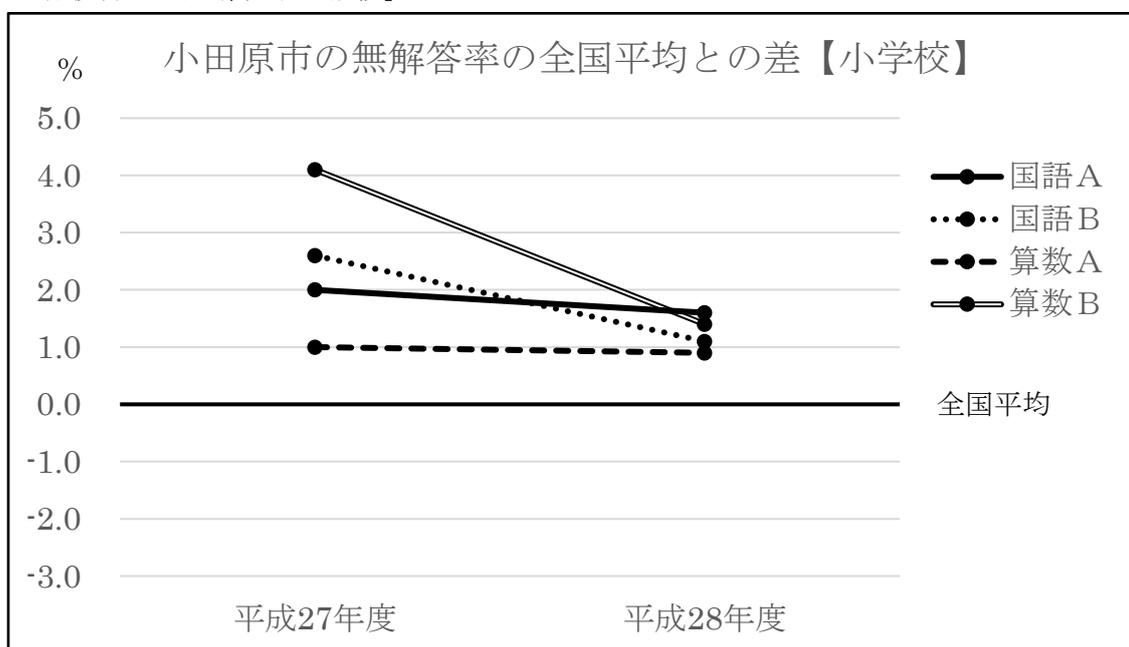
- ・ 平成28年度の中学校第3学年の結果を、平成25年度の小学校第6学年の結果と比較し、同じ集団の3年後の変化を見ると、全国平均との差が-3ポイント~-6ポイントあったものが、-3ポイント~-4ポイントと差が小さくなっている。

④無解答率について

<平成28年度調査 教科別平均無解答率(%)>

	教科	小田原市	神奈川県	全国	全国との差
小学校	国語A	6.9	7.9	5.3	+1.6
	国語B	5.7	6.0	4.6	+1.1
	算数A	2.7	2.5	1.8	+0.9
	算数B	8.8	8.7	7.4	+1.4
中学校	国語A	3.1	2.5	2.0	+1.1
	国語B	6.7	4.5	4.4	+2.3
	数学A	8.6	7.0	6.3	+2.3
	数学B	18.2	15.5	14.7	+3.5

「各教科別の無解答率の推移」



- ・小中学校とも、すべての教科の無解答率が、全国平均を上回っている。
  - ・小学校では、すべての教科で本市無解答率と全国平均との差が小さくなっている。
  - ・中学校では、すべての教科で本市無解答率と全国平均との差が大きくなっている。
- 数学Aでは、昨年度と比べ選択型設問が減り、短答型設問が増えており、原因のひとつであると考えられる。

(3) A問題（主として「知識」に関する問題）について

本市では、「漢字の読み書きや計算に関する設問」に課題がある。

知識や技能といった基礎的な学力は、「思考力・判断力・表現力」といった活用力の基盤をなすものである。したがって、ここでは漢字や計算に関する設問の状況を示した。

【小学校 国語A】(数値は平均正答率%)

設 問	小田原市	全 国
【漢字を読む】 「快晴」	81.1	79.3
【漢字を読む】 「貯金」	97.7	98.5
【漢字を読む】 「省く」	66.8	81.0
【漢字を書く】 「たねをまく」	82.6	87.5
【漢字を書く】 「 <u>した</u> しい友人」	62.1	73.8
【漢字を書く】 「 <u>そう</u> だ <u>ん</u> する」	60.2	64.2

【中学校 国語A】(数値は平均正答率%)

設 問	小田原市	全 国
【漢字を読む】 「封筒」	97.0	97.6
【漢字を読む】 「報われた」	93.1	94.8
【漢字を読む】 「敬う」	72.5	82.6
【漢字を書く】 「 <u>けんきゅう</u> する」	76.4	83.5
【漢字を書く】 「 <u>どく</u> さ <u>う</u> 的な考え」	20.1	26.1
【漢字を書く】 「花を <u>う</u> える」	84.9	89.9

- ・小学校では、6問中5問が全国平均を下回っており、内2問は10ポイント以上下回っている。
- ・中学校では、6問すべてが全国平均を下回っており、内1問は10ポイント以上下回っている。
- ・小中学校ともに「漢字の読み、書き」については引き続き課題である。



【小学校 算数A】(数値は平均正答率%)

設 問	小田原市	全 国
【計算】 「 $905 - 8$ 」	89.4	90.9
【計算】 「 $4.65 + 0.3$ 」	73.0	77.1
【計算】 「 $18 \div 0.9$ 」	74.7	77.7
【計算】 「 $\frac{2}{9} \times 3$ 」	82.4	87.0

【中学校 数学A】(数値は平均正答率%)

設 問	小田原市	全 国
【計算】 「 $\frac{2}{5} \times 0.6$ 」	63.9	66.9
【計算】 「 $-3 + (-7)$ 」	92.4	91.6
【式を作る】 「ある数を3でわると、商がaで余りが2になる とき、ある数をaを用いた式で表す」	23.7	32.2
【計算】 「 $(2x + 5y) + 3(x - 2y)$ 」	84.1	84.0
【hについて解く】 「 $S = ah$ 」	65.6	67.9
【方程式】 「 $x + 12 = -2x$ 」	65.4	71.3
【連立方程式を作る】 「 $2x + y = x - y = 3$ 」	87.2	89.7

- ・ 小学校は、すべての設問において全国平均を下回っており、引き続き課題である。
- ・ 中学校は、全国平均を上回る設問もあるが、全般的には全国平均を下回るものが多く、引き続き課題である。特に、立式が求められる設問の正答率が低く、計算技術だけでは解けない問題に課題がある。

(4) B問題(主として「活用」に関する問題)について

小学校においては、国語、算数ともにすべての問題で全国平均正答率を下回っているが、5%以上下回っている設問は少なく、「全国と大きな差はない」状況であるといえる。

中学校においては、全国平均正答率を上回る設問がある一方で、5%以上下回っている問題も多くある。

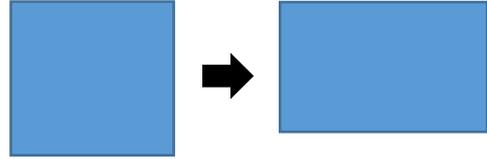
【小学校】

	設問数	全国平均を 上回った 設問数	全国平均を 下回った 設問数	内5%以上 下回った 設問数	備 考
国語B	10	0	10	0	
算数B	13	0	13	4	4問中2問が記述式設問

(設問例)

<算数B 1 (2)> 小田原平均正答率39.9% 全国平均正答率45.2%

正方形の縦の長さを2cm短くし、横の長さを2cm長くすると、面積はどうなるかを、1辺が7cmの正方形を使って考えたとき、面積が4cm<sup>2</sup>小さくなることを説明しなさい。



実際の設問では、はじめに、この設問を解くための基となる考え方の記述があり、これを本設問の内容に合うように条件を変更して、面積がどう変わるかを考察することができれば解ける設問である。

日頃から、1つの成り立った事柄に対して、条件を変えて考えてみるといった場面を多く設定していく必要がある。

【中学校】

	設問数	全国平均を上回った設問数	全国平均を下回った設問数	内5%以上下回った設問数	備考
国語B	9	0	9	2	
数学B	15	2	13	6	6問中4問が短答式設問

(設問例)

<国語B 3 (3)> 小田原平均正答率50.7% 全国平均正答率57.7%

「物語の一部」の内容を補足するような資料(本設問では「図鑑の説明」)を読むことによって、「物語の一部」のどの部分についてよく分かるようになりましたか。よく分かるようになった部分と、その部分についてどのようなことが分かったのかを文章で書きなさい。

文章の展開に即して内容を理解するとともに、目的に応じて資料を参考にしながら読み、分かったことについて根拠を明確にして書くことを求めている設問である。

文章を読み、理解するうえで参考となるような資料を活用し、具体的にイメージを膨らませて考えを交流するような場面を設定していくことが大切である。

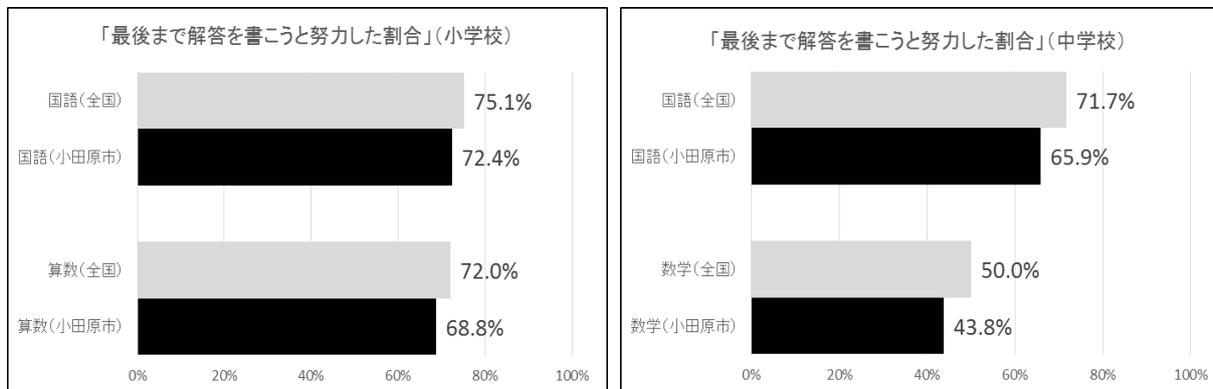


## 4 質問紙に関する調査結果

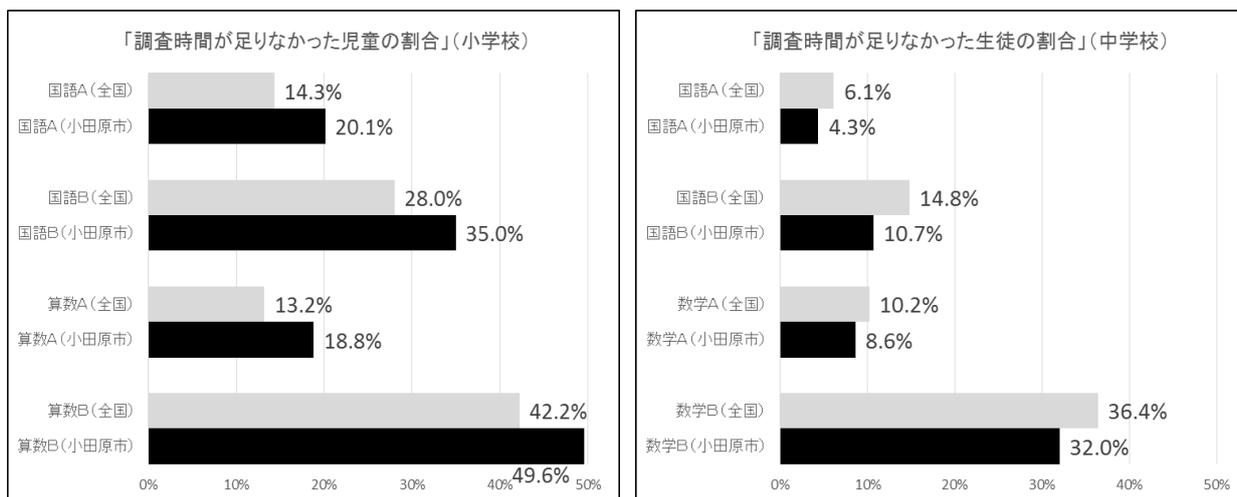
### (1) 児童生徒質問紙より

小田原市として特徴的な質問紙の結果を小・中学校別にとまとめました。

#### ①【文章題等において、最後まで解答を書こうと努力した割合】



#### ②【調査時間が足りないと感じた児童生徒の割合】



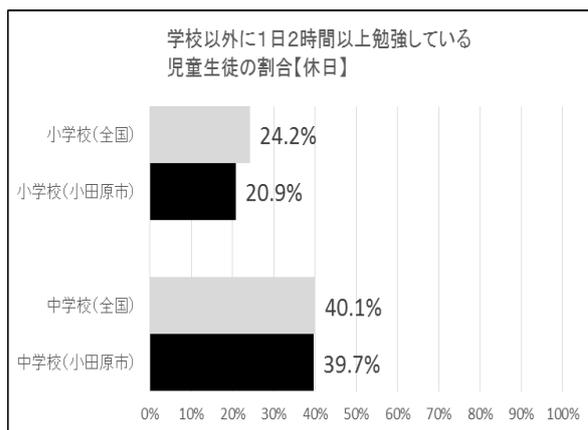
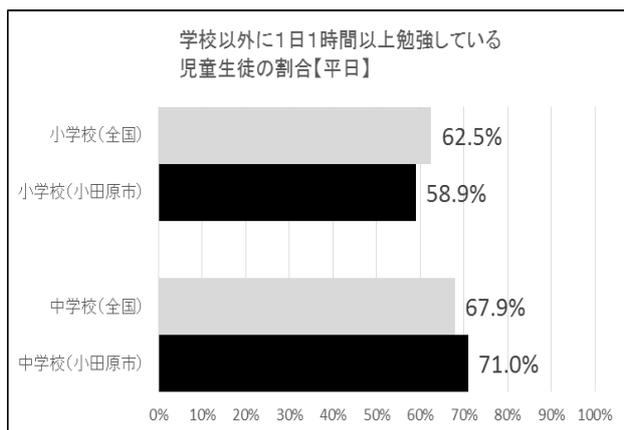
① 「最後まで解答を書こうと努力した」割合が、小中学校ともに全国平均を下回っていることから、児童生徒の本調査に対する意欲の低さが伺える。

② 小学校において、調査時間が足りないと答えている割合が全国平均より高いことから、時間が足りないことで、自分の力を発揮できていない児童がいることが伺える。

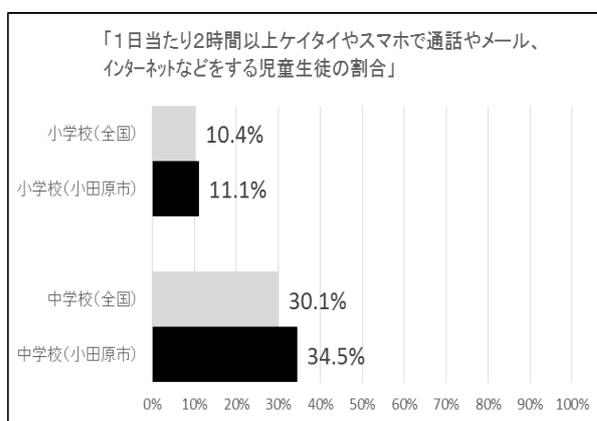
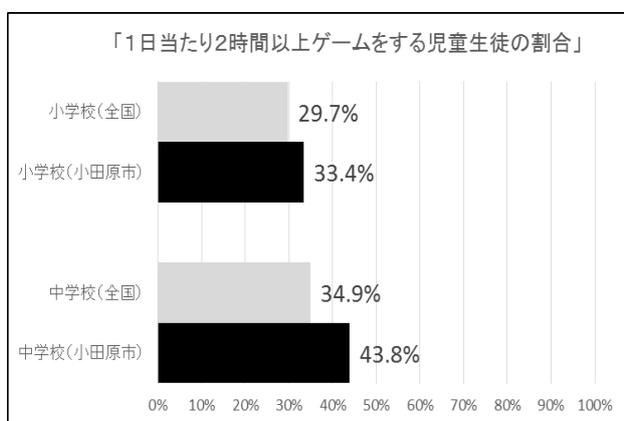
①、②については、本市の課題のひとつである「無解答率の高さ」の原因であると考えられる。本調査の意義や取組む姿勢について、児童生徒に事前に十分に指導し、保護者に対しても同様に十分に周知し、理解・協力を求める必要がある。

また、小学校においては、時間が足りなくなる原因のひとつに日頃取組んでいるテスト等の形式との違いが挙げられる。この原因によって自分の力を発揮できないのであれば、日頃から本調査のような形式の問題に取り組む必要もあるだろう。

### ③【家庭学習にかける時間】



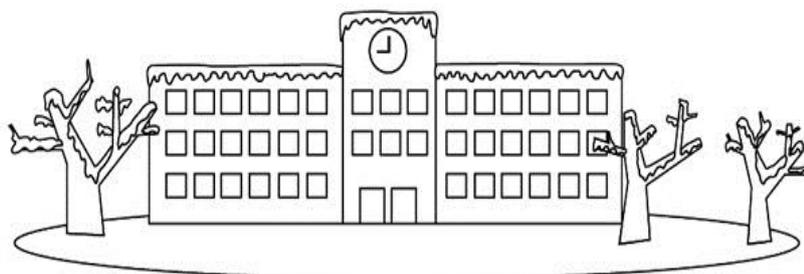
### ④【ゲームやスマートフォンにかける時間】



③ 家庭学習を行う時間については、小学校において全国平均を下回り、中学校ではほぼ全国並みである。

④ ゲームやスマートフォンにかける時間は、小学校、中学校とも全国を上回っている。特に小田原市の中学生の半分弱が1日に2時間以上ゲームをしていることについては、大きな課題である。

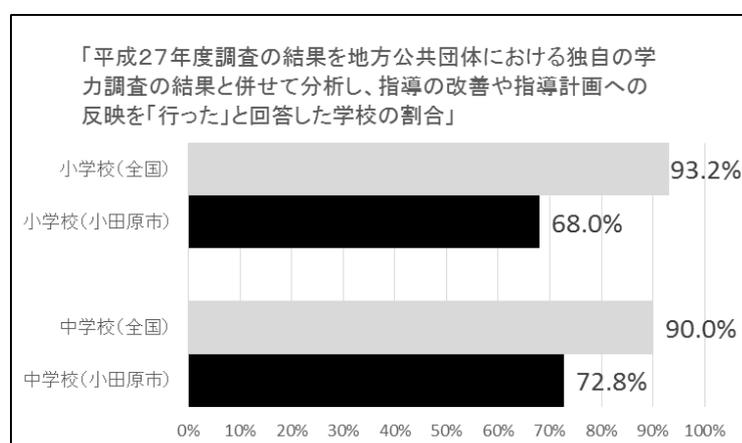
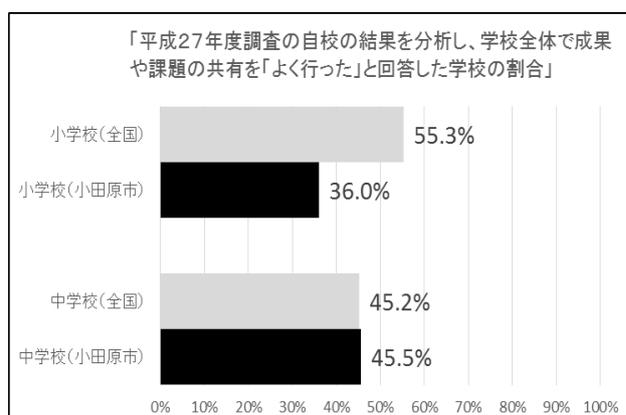
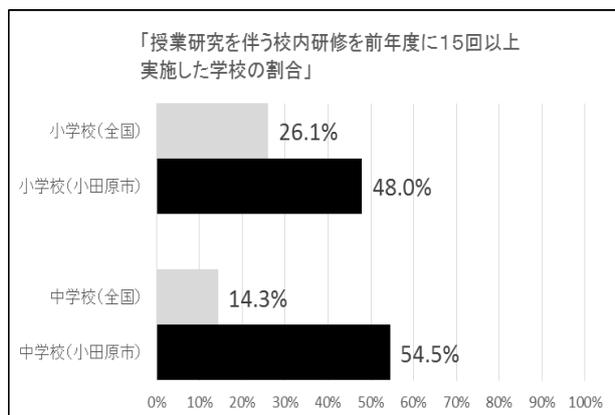
③、④は、下校後の時間の使い方を示している。全般的に全国平均よりも「学習時間が短く、ゲームやスマートフォンにかける時間が長い」という傾向がある。本市の学力向上を考える上では、「基礎的・基本的知識や技能の習得」、「思考力を育む授業改善」等だけではなく、「下校後の時間の使い方」の改善が大変重要である。



## (2) 学校質問紙より

小田原市として特徴的な質問紙の結果を小・中学校別にまとめました。

### 【授業研究の回数と調査結果の活用】



本市の教員は、言語活動を効果的に取り入れた、児童生徒主体型の「分かる授業」の研究に大変熱心に取り組んでおり、その割合は全国平均を大きく上回っている。その成果についても、「学びに向かう意欲的な態度」や「ワークシートの記載内容」「学校で行うテスト」等、学校内で検証を行っている。しかし、市全体で見ると、学力を示す客観的な資料である「全国学力・学習状況調査」の結果に表れているとはいえない。

原因としては、上のグラフにもあるように、授業研究と本調査の結果分析を別々のものとして取り組んでいるからではないか。自校の本調査の結果を分析し、分析結果を授業研究や指導計画に反映させることで、明確な目標のもと、授業改善や教育活動を行うことができる。そして、これらの授業改善については「PDCAサイクル」を活用して行うことが重要であり、より効果的な取り組みとなる。



## 資料 4

平成28年度上半期寄付採納状況について  
物品

	寄 付 者	寄 付 物 品	見 積 額	使 途 先
1	小田原市延清208-8 株式会社 五神建設 代表取締役 石井 昇	1、2階トイレブース交換工事ほか4件	1,056,000 円	小田原市立矢作 幼稚園、豊川小 学校の施設・備 品として
2	匿名	鋸ほか7点	不明	小田原市郷土文 化館の展示・研 究資料として
3	匿名	茶摘鋏、鋸	不明	小田原市郷土文 化館の展示・研 究資料として
4	小田原市石橋4 中島 陽一	陰陽石	不明	小田原市郷土文 化館の展示・研 究資料として
5	匿名	衣類ほか18点	不明	小田原市郷土文 化館の展示・研 究資料として
6	小田原市府川533-3 宮原 喜美子	和裁用電気鋺	不明	小田原市郷土文 化館の展示・研 究資料として
7	匿名	ベッドほか1点	不明	東富水小学校、 報徳小学校、山 王小学校、白鷗 中学校の備品と して
8	小田原市成田530-1 豊川小学校 PTA 会長 大川 晋作	屋外用掛時計	86,400 円	豊川小学校の備 品として
9	小田原市飯泉174-3 一般社団法人 小田原 市電設協力会	温度計	90,000 円	市内小・中学校 36校の備品とし て

10	小田原市別堀98 内田 玲子	内田玲子著「幸せにたどりつくための心の法則21」40冊	40,000 円	市内小・中学校36校、教育委員会、図書館の備品として
11	東京都新宿区本塩町23第2田中ビル 株式会社 トコナメエブコス	書籍「自然浴生活のすすめ—エクステリアの道—」38冊	49,248 円	市内小・中学校36校の備品として
12	匿名	近藤弘明作品(日本画)ほか	37,478,000 円	小田原市郷土文化館の展示・研究資料として
13	匿名	アウトドアタイマー	129,600 円	橘中学校の備品として
14	小田原市穴部新田20-9 渡邊 謙一	モバイル書画カメラ	100,000 円	足柄小学校の備品として
15	匿名	ジェットヒーター	不明	小田原市立早川小学校、町田小学校、下曾我小学校、白山中学校の備品として
16	匿名	電動機付自転車	100,174 円	橘中学校の備品として
17	東京都板橋区小茂根3-6-18-307 橋本 眞智子	絵画ほか3点	151,956 円	小田原市郷土文化館の展示・研究資料として
18	大井町金子269-3 遠藤 義幸	九谷焼「二宮金次郎像」	不明	小田原市尊徳記念館の研究資料等として